

「この健康食品、よく効くらしいんだ。まとめ買いをしたから得したよ」とうれしそうに話していても、よくよく事情を聞いてみると「試しに少しだけのつもりがこんなに届いてしまった・・・」という方が、周りに迷惑を掛けたくないために真実を話した方がないのが実情。悪質な業者の場合、「誰にも言わない方があなたのためですよ」などと親切を装い、事態の隠ぺいを図ることもあります。被害は誰にでも起こり得ること。だまされた方が悪いなんてことはありません。

「注文したでしょ？」

「注文していません」とはっきり断ったのにしつこい業者。「契約しないなら裁判を起こす」「注文した時の電話録音がある」と、うそや脅しがいいに契約を迫ってくることも。もし商品が送られて来ても、宅配業者には事情を説明し、受け取りを拒否しましょう。その際、伝票にある業者の所在地、名称、連絡先などを控え、念のためクーリング・オフの手続きを。警察にも情報提供しておきましょう。



だまされた方が悪い！？

高額な健康食品や布団を売りつけられることも。家族や近所の方の気付きで被害を最小限に食い止めることができます。



新聞のトラブルでは、解約を申し出ても中途解約を認めず、高額な解約料や景品代を請求する事例が問題になっています。

外出する機会が急に増えたり、誰かを待っている様子の方はいませんか？「最近親切にしてくれる人がいて助かっている」「話し相手になってくれるイイ人がある」など急に知り合いが増えた様子は要注意。特に高齢者の場合、つい警戒心を忘れ、家族以上に信頼してしまうことがあります。お札に何か勧められて商品を買ってあげたことがないか、それとなく聞いてみましょう。

ダレだ？この人・・・

誌面で紹介できたのはほんの一例。悪質商法は多種多様で、さまざまな手口を使い、狙ってきます。

専門家の助言や法律を使って、被害に遭う前に食い止めたり、被害を回復することができるかもしれません。

一人で悩まずに、まずは相談。一緒に解決策を考えましょう。

札幌市消費者センター

電話相談：☎728-2121（月～金の9:00～19:00）

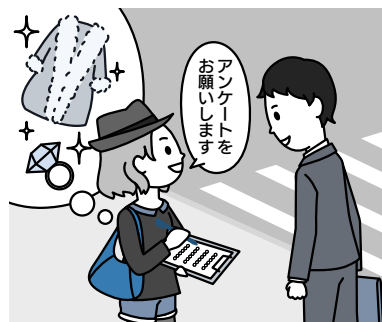
来所相談：月～金の9:00～16:30。土・日・祝日、年末年始は休み。

場 所：札幌エルプラザ2階(北区北8条西3丁目)

札幌市消費者センター

検索

高齢者や一人暮らしの人に近づき、親切を装うのも悪質な訪問販売の特徴の一つ。会社名、氏名、訪問目的、内容を告げない訪問販売員の場合は「お帰りください」で撃退しましょう。



デート商法は、出会い系サイトや街角アンケートでの出会いをきっかけに、言葉巧みに異性に好意を持たせ、それにつけ込んで商品を販売する手口。「2人だけのヒミツ」とだまして、クーリング・オフの期間を経過させることも。その人、本当に信用デキマスか？